

新型コロナウイルス感染児童等が確認された場合の対応変更について

松本市こども部こども育成課 TEL0263-34-3261

令和4年12月5日から松本市立小中学校において学級閉鎖の基準が緩和されたことを受け、市内の児童館・児童センター・放課後児童クラブ（以下、児童センター）における休館基準等を変更しましたのでお知らせします。

児童館・児童センター等の休館基準

原則開館とします。ただし、児童の受け入れ体制が整わない場合や国の緊急事態宣言、県知事及び市対策本部からの要請があった場合、その他保健所の助言等により感染拡大防止のため必要がある場合は休館とします。

※ 新しい基準は1月17日（火）より適用します。

〈注意事項〉

1 児童が陽性者及び濃厚接触者に該当となる場合

- ① 速やかにご利用の児童センターにご連絡ください。
- ② 児童が陽性者及び濃厚接触者に該当となる場合は、利用いただけません。その期間は、陽性の場合は定められた期間、濃厚接触の場合は感染者と最後に接触があった日の翌日から5日間となります。

2 発熱等の症状がある児童の利用について

- ① 発熱に限らずいつもと違うなと感じる症状が少しでも出現した際は、児童センターの利用を控えてください。
- ② 症状があり、児童センターの利用を控えた場合は、利用料金の日割減額の対象とします。

3 小学校が学級閉鎖となった場合

学級閉鎖となった学級に通っている児童は、学級閉鎖期間中は児童センターの利用を控えるようお願いします。ただし、そのきょうだいの児童は、体調に問題がなければ、児童センターを利用していただけます。

4 施設職員の対応について

職員が陽性者や濃厚接触者になった場合は、上記と同様の取り扱いになります。万が一、職員の人員が確保できない場合は、休館や利用自粛について、ご協力をいただく場合があります。

児童館・児童センターは、感染予防に配慮しながら運営に努めてまいります。保護者の皆様におかれましても、感染にご注意いただくとともに、引き続きご協力をお願いします。